

セーフティーネット保証5号の認定申請について

この制度は、全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入額の80%を保証する制度です。

制度の利用にあたっては、若狭町長の認定が必要となります。

【対象事業者】

次のいずれかに該当する若狭町内の中小事業者（個人の場合は事業実態のある事業所、法人の場合は登記上の住所地または事業実態のある事業所が、若狭町内にある中小事業者）

- イ. 経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している。
- ロ. 経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行っており、製品原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等に転嫁が困難なため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っている。

【申請様式】

使用する申請書は、行っている事業と指定業種の関係により、上記（イ）（ロ）につき、それぞれ次のとおり3つに分かれます。

- 1. 1つの指定業種のみを行っている、または兼業者であって行っている事業が全て指定業種に属する。
- 2. 兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する。
- 3. 兼業者であって、1つ以上の指定業種（主たる業種かどうかは問わない）に属する事業を行っている。

お問合せ

若狭町観光未来創造課特産振興室

電話：0770-45-9111 FAX:0770-45-1115